植樹桝等の使用について（届出）

　　令和　　年　　月　　日

釧路市道路管理者

釧路市長　　あて

　申請者(団体)名

　代表者

　生年月日

　(担当者・電話　　　　　　　　　　　　　　)

道路環境の美化を目的とした植樹桝等の使用にあたり、書類を添えて下記のとおり届出いたします。

記

１ 使用内容　　植 栽

２ 路線名　　 　　　　　（路線番号　　　　）

３ 使用箇所　　釧路市

４ 植樹種類

５ 植樹数量

**添付書類**

**１ 位置図（住宅明細図など）**

**２ 平面図（簡単なレイアウトを記載したもの）**

**３ 植樹桝等使用前の写真**

植樹桝等の使用にあたっては、次の事項について順守いたします。

１ 植栽物件の維持、管理は使用者が責任を持って行い、視界の妨げや幅員が減少するなど車両及び歩行者の通行に支障をきたさないようにします。なお、植栽した物件に起因して道路管理者又は第三者に損害を与えたときは使用者の責任において措置いたします。また、道路管理者等の維持作業により植栽物件に損害があった場合についても異議申立いたしません。

２ 植栽物件の維持管理に要する一切の費用は、使用者が負担いたします。

３ 道路環境の美化に協力し、周囲の草刈・清掃など景観の向上に努めます。

４ 食用を目的とした野菜栽培や柵・ビニールハウスなどの工作物には使用しません。

５ 植樹桝等の使用の中止など、内容に変更が生じた場合は、すみやかに連絡いたします。

６ 植栽が完了したときは、すみやかに写真を提出いたします。

７ 釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第5条各項を遵守します。  
また、市が、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、関係機関に照会することに同意いたします。

なお、以下の事項に該当したときは、植樹桝等の使用を取り消し、植栽物件除去等の必要措置を講じます。

(1) 法律、命令及び規則若しくは使用条件に違反したとき

(2) 道路工事又は公益上必要があるとき

(3) 釧路市暴力団排除条例第7条の規定に基づき、当物件が暴力団の活動に利用されると認められるとき